

借入申込時に必要なもの (緊急小口資金)

- ①住民票の写し(世帯全員分、発行後3か月以内のもの)
または 健康保険証の写し
- ②運転免許証 (ない場合は省略可)
- ③印鑑
- ④借入申込者本人名義の預金通帳
- ⑤世帯の収入の減少が明らかになる書類
(休業前後の給与明細書、預金通帳の写し等)
- ⑥貸付金額の上限の拡大要件※に該当する
場合は、世帯の状況が明らかになる書類

※貸付金額の上限の拡大要件

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に子(臨時休業した小学校等に通う子)の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、
収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- カ その他、特に資金の貸付け需要があると認められるとき

借入申込時に必要なもの (総合支援資金)

- ①住民票の写し(世帯全員分、発行後3か月以内のもの)
- ②健康保険証の写し (世帯全員分)
- ③運転免許証 (ない場合は省略可)
- ④印鑑 (※契約時には実印が必要となります)
- ⑤借入申込者本人名義の預金通帳
- ⑥生活困窮に陥った理由が分かる書類
(離職票、内定取消通知等)
- ⑦世帯の収入・支出の状況が明らかになる
書類(給与明細書、預金通帳の写し、公共料金の請求書・
領収書等)
- ⑧世帯の債務・滞納の状況が明らかになる
書類(負債や滞納がある場合のみ)

※原則として、自立相談支援事業等による
継続的な支援を受けることが要件となります。